

SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けて

SDGsでは、具体的なターゲットとして廃棄物の発生を大幅に削減することが求められています。このため、みなさまの事業活動において、本当に必要なものだけを購入して使うこと、不用になった物も分別を徹底してリサイクルを進めるなどの行動が必要となります。全員が一丸となってごみの減量と資源化に取り組みましょう。

加古川市は「てまえどり」運動を推進します

「てまえどり」とは、商品棚の手前にある商品や、賞味期限や消費期限が近い商品から順番に購入していくことで、食品ロスを減らす購買行動の一つです。
加古川市は、食べ物を無駄なく大切に、食品ロス削減につながる「てまえどり」を推進していますので、皆さまも無理のない範囲でのご協力をお願いします。

※ 本来食べられるのに捨てられてしまう食品ロスは、日本で年間464万トンも発生しています。(令和5年度推計値)
このうちのおよそ半分、231万トンが事業系食品ロスであり、小売店での売れ残りなども含まれます。

【食品を販売する事業者の方へ】

小売店舗で消費者に対して、「てまえどり」を呼びかけるための啓発資材を作成しました。
「てまえどり」の啓発資材としてスイングポップ、レールポップを無料で配布していますので、ご入用の際は、環境政策課(079-426-5440)までご連絡ください。
またホームページにスイングポップ、レールポップとポスターのPDFデータを掲載していますので、ダウンロードしてご活用ください。



スイングポップ（設置イメージ）



レールポップ（設置イメージ）



ターゲット 12.5
2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。



ポスター

【お問い合わせ先】

内容	部署名	電話番号
ごみの減量に関すること	環境政策課	079-426-5440
紙類の持ち込みに関すること	資源化センター（環境施設課）	079-428-3300
剪定枝・草の資源化に関すること	リサイクルセンター(環境施設課)	079-428-2391
ごみの収集運搬業者に関すること	環境第1課	079-426-1561
燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみに関すること	エコクリーンピアはりま (東播臨海広域クリーンセンター)	079-448-5260
産業廃棄物に関すること	兵庫県東播磨県民局 環境課	079-421-9130
産業廃棄物の処理業者の紹介	(一社)兵庫県産業資源循環協会	078-381-7464

事業者の皆さまへ



令和4年度から、高砂市のエコクリーンピアはりままで2市2町(加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)の一般廃棄物を処理しています。エコクリーンピアはりまは処理容量をコンパクトにしていますが、事業者の皆さま、市民の皆さまのごみ減量のご協力により順調に稼働しています。引き続きごみ減量、分別の徹底にご協力いただきますようお願いします。



エコクリーンピアはりま(東播臨海広域クリーンセンター)
【場所】〒676-0074 高砂市梅井6丁目1番1号 【電話】079-448-5260
【受入時間】月～土曜日(祝日含む)8時30分～16時 【処理手数料】10kgにつき130円
※ごみの持ち込みについてご不明な点は、事前にお問い合わせください。
※搬入時は「廃棄物処理場利用届出書」の記入と身分証明書(運転免許証等)の提示が必要です。
※剪定枝・草は加古川市リサイクルセンター、紙類は加古川市資源化センターに搬入してください。

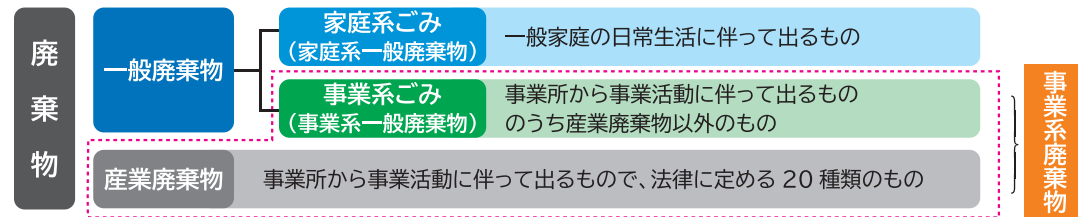


事業系廃棄物の適正処理と減量・資源化に ご協力をお願いします

事業系廃棄物とは

「**事業系廃棄物**」とは、飲食店や各種店舗、事務所、会社、工場、ホテル、病院、学校、官公庁などからの事業活動に伴って出るごみのことで、家庭のごみ分別方法等とは異なります。事業系廃棄物は「産業廃棄物」とそれ以外の「事業系一般廃棄物」に区分され処理の方法が異なります。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第3条)」に「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と義務付けられています。



【産業廃棄物】

※全ての事業活動に伴うもの

①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん

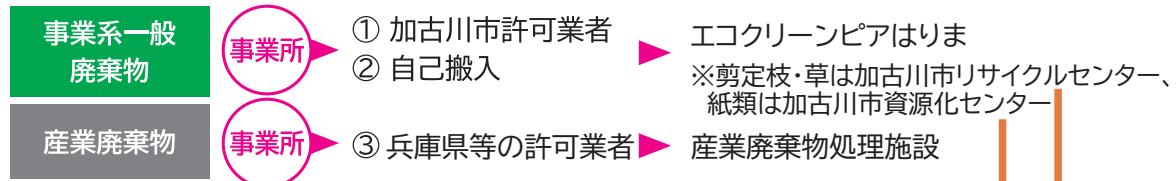
※排出する業種が限られているもの

⑬紙くず ⑭木くず ⑮繊維くず ⑯動物系固形不要物 ⑰動植物性残さ ⑱動物のふん尿 ⑲動物の死体

※⑩上記①～⑲の産業廃棄物を処分するために処理したもので、19種類に該当しないもの(コンクリート固定化物など)

事業系一般廃棄物と産業廃棄物では処理の方法が異なります

※空缶、空びん、プラスチック類、ビニール類などは産業廃棄物です。



ご注意ください

○事業系廃棄物は、少量であっても家庭ごみのごみステーションに出すことはできません。

○産業廃棄物は、市の施設やエコクリーンピアはりまでは処理できません。

○事業者が、ごみの収集・運搬又は処分を無許可の業者等に委託することはできません。

☆水銀使用製品は産業廃棄物として適正に処理を

水銀使用製品は、不適正な廃棄や処理を行えば、大気や水、生物中の水銀濃度が高まり、地球環境や人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。

水銀体温計、水銀血圧計、気圧計、湿度計、廃乾電池・ボタン電池、蛍光管・蛍光灯、医療機器(ガス滅菌器)などには水銀が含まれていますので適正に処理してください。



◆ゼロカーボンシティの実現に向けて、皆さまの協力が必要です！

現在、世界各地で地球温暖化による気候変動が進行し、豪雨や酷暑などの災害が増加し、食糧問題や感染症の拡大が懸念されています。加古川市は、豊かで貴重な環境を将来の世代に引き継ぐため、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指しています。

地球温暖化の防止は、人類共通の課題であり、大きな挑戦です。そのためには、市と事業者の皆さまが共に協力して対策を進める必要があります。現在、加古川市と協定を結び「ゼロカーボンパートナー」となって、共に協力・連携しながらゼロカーボンシティの実現を目指していただける事業者を募集しています。一緒に環境保全に取り組み、ゼロカーボンシティを実現しましょう。



←「ゼロカーボンパートナー」についてはこちら

古紙のリサイクルにご協力ください

加古川市資源化センターでは、市内の事業所等から出る資源化可能な紙類を無料で引き取ります。ごみとして焼却せずに資源として有効活用するため、資源化センターをご活用ください。

【場所】加古川市平荘町上原210番地の1

【電話番号】079-428-3300

【受付時間】月～土曜日(祝日含む) 8時～15時30分

※年末年始の受付は、ホームページでご確認ください。

【持ち込みできるもの】紙類(OA用紙、新聞、雑誌、カタログ、パンフレット、雑がみ、段ボールなど)

※食品や洗剤等汚れや臭いのついた紙類、カーボン紙、ビニール加工紙等リサイクルできない紙類は持ち込みできません。



機密書類もリサイクルできます

個人情報など機密性の高い情報が記載されていてもリサイクルできます。専門の業者に依頼していただくか、市の回収をご利用ください。

★加古川市では、月に一度、機密書類の回収を行っています。(無料)

※個別の溶解証明書は発行しません。

【日時】毎月第2水曜日 9時30分～10時30分※変更になる場合がありますので、ホームページでご確認ください。

【場所】加古川市資源化センター(平荘町上原210番地の1)

【連絡先】環境施設課:079-428-2391 FAX:079-428-2597※事前の申込が必要です。

機密書類は、ご自身で専用のトラックに積み込んでいただきます。処理工場では、専用のトラックから直接コンベアに乗せ溶解釜に投入されます。

※ 個人情報に記載されていても、紙以外のナイロンやビニールなどの受け入れはできません。



～温室効果ガス排出量の削減に

向けて取り組んでいただきたいこと～

●ごみの削減と資源化の促進

●オフィスの省エネ改修 ※(市補助金利用可能:条件あり)

●太陽光パネルの設置 ※(市補助金利用可能:条件あり)

●電動車の導入とエコドライブの実施 など

